

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

令和6年度 第1回理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた日

令和6年4月1日（月曜日）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事 寺崎久明

3 議事録の作成に係る職務を行った者

理事長 寺崎久明

4 役員数

理事 7名

監事 2名

5 理事会の決議の目的である事項

第1号議案 代表理事及び業務執行理事の選任について

令和6年3月31日付での代表理事及び業務執行理事の辞任を受け、定款第40条第1項第5号の規定により、代表理事及び業務執行理事（東京都農林総合研究センターに関する専門理事）を以下のとおり選任する。

- ・代表理事として 寺崎 久明 理事を選任する。
- ・業務執行理事として 濱松 潮香 理事を選任する

第2号議案 重要な使用人の選任及び解任について

令和6年3月31日付で重要な使用人である現事務局長 渡辺由佳 が東京都からの派遣を解除され、新たに令和6年4月1日付で 松岡公介 が東京都から派遣されることとなったため、定款第40号第2項第3号の規定により、重要な使用人（事務局長）を以下のとおり選任及び解任する。

- ・重要な使用人として 松岡 公介 を選任する。（令和6年4月1日より就任）
- ・重要な使用人である 渡辺 由佳 を解任する。（令和6年3月31日まで就任）

6 概要

令和6年4月1日、理事 寺崎久明 が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、令和6年4月1日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議が無いとの意思表示を得たので、定款第46条の決議の省略の方法により、当該提案を可決承認する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするために、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和6年4月1日

理事長 寺 崎 久 明